

～ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債発行について～

この度、当社はユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債（以下ＣＢ）を発行することといたしました。

１．資金使途の内容

今回のＣＢ発行による調達資金の使途につきましては、社債発行価額の総額 6,750 百万円から発行諸費用の概算額 200 百万円を差し引いた残額のうち、短期借入金の返済として 1,750 百万円、その残額を不動産事業の物件等の購入費として充当するものであります。

２．資金調達の目的及び来期業績について

今回の資金調達は、次年度以降における収益の源泉である売上拡大、および次年度以降における当社の基礎的収益を確保すべく行うものであります。

まず、来期に向けた物件の取得ですが、当社が厳選した物件の中から、今回調達した資金に銀行ローンを加え、総額 155 億円を投入して東京都内 3 件（うち開発物件 2 件）、千葉県 1 件の物件取得に着手いたします。

当社の来期計画であります、このファイナンスを前提にいたしまして、不動産事業部門での売上を 30,000 百万円、全社売上 34,500 百万円（今期予定売上比 125% 増）を予定しております。

３．前回の資金調達の使途

また、平成 17 年 6 月開催の当社株主総会で公表いたしました中期事業計画におけるファンド資産規模拡大につきましては、まず今年 7 月の新株予約権付社債発行における調達資金の中から、環境及び液晶の各事業（一部運転資金）に割り振ったあと残額 38 億円を使用して、既に取得を開始しております。（下記資料参照）

< 資料 >

	取得物件地域	
不動産事業	東京都	3 件
	大阪府	1 件
	神奈川県	1 件
	その他	2 件

- 今後の持続的な収益向上かつ企業価値の増大を目指すために、株主様および投資家の皆様方のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

平成17年11月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヒ ュ ー ネ ッ ト
代表者名 代表取締役社長 兵 頭 利 広
(JASDAQ:コード番号 8836)
問合せ先 総 務 部 次 長 豊 田 守 宏
(T E L:03-5204-3161)

ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債発行について

当社は、平成17年11月28日開催の当社取締役会において、第二回2009年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行につき、下記の通り決議いたしましたので、その概要をお知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 株式会社ヒューネット・第二回2009年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債
2. 社 債 発 行 総 額 金67億5千万円
3. 各 社 債 の 金 額 金1,000万円の1種
4. 社 債 券 の 形 式 無記名式とする。
なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
5. 利 率 本社債には利息を付さない。
6. 発 行 価 額 額面100円につき金100円。
但し、本新株予約権は無償にて発行するものとする。
7. 償 還 価 額 額面100円につき金100円。
但し、繰上償還の場合は第11項第(2)号乃至第(5)号に定める価額による。
8. 払込期日及び発行日 2005年12月14日(ロンドン時間)
9. 募 集 の 方 法 第三者割当の方法(海外における私募)により、全額を AIG-FP Structured Finance (Cayman) Limited に割当てる。
10. 物上担保・保証の有無
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
11. 償還の方法及び期限
 - (1) 本社債は、2009年12月11日(ロンドン時間)に当該日におけるその総額を償還する。但し、繰上償還の場合は、本項第(2)号乃至第(5)の規定による。
 - (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金103円で繰上償還することができる。

ご注意：本報道文は、当社の2009年12月満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

- (3) 当社は、2006年12月15日以後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の10日以上前に事前通知を行うことにより、残存する本社債の全部又は一部(但し、各社債金額1,000万円のうちの一部は不可。)を額面100円につき金103円で繰上償還することができる。
- (4) 本新株の社債権者は、2006年12月15日以後(但し、本社債の発行日翌日以降、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」という。)における当社普通株式の売買代金総額が、5取引日連続して3千万円を下回った場合、若しくはジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5取引日連続して75円を下回った場合にはその日以後、又は社債買取契約(第19項に定義する。以下「社債買取契約」という。))第4.15項に反して資金を使用したと社債権者が判断し当社に通知をした場合にはその日以後)、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10日以上前に事前通知を行い、かつ発行要項第11項第16号に定める方法に従い、本新株予約権付社債券を償還請求受付場所に提出することにより、その保有する本社債の全部又は一部(但し、各社債金額1,000万円のうちの一部は不可。)を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとし、当該請求があった場合には、当社は繰上償還を行う。
- (5) 当社は、当社が上場廃止若しくは本社債につき期限の利益を喪失した場合、又は社債買取契約第4.16項に違背して期限の利益を喪失した場合、当該事由の発生した日(当日を含む。)から起算して3取引日後の日(当日を含む。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還する。
- (6) 本項に定める償還すべき日が銀行営業日でない場合は、その直前銀行営業日にこれを繰り上げる。なお、「銀行営業日」とは、東京において銀行が営業している日をいう。

12. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計675個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権の発行価額

無償とする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(7)号 記載の転換価額(但し、本新株予約権付社債の発行要項所定の修正又は調整がなされた場合は修正後又は調整後の転換価額)で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(4) 本新株予約権の行使請求期間

本新株予約権付社債の社債権者は、2005年12月15日から2009年12月10日(東京時間)までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

当社が本社債を繰上償還する場合又は当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日又は期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。

ご注意：本報道文は、当社の2009年12月満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

当社が本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券が償還請求受付場所に提出された時以降、本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(6) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

消却事由は定めない。

(7) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初、2005年11月25日終値である168円とする。但し、かかる金額が2005年12月13日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配値を含む)を上回る場合は、2005年12月13日の終値とする。

(8) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月の最終取引日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(但し、「売買高加重平均価格(VWAP)」のない日は除く。以下「時価算定期間」という。)のジャスダック証券取引所(当社普通株式が他の証券取引所に上場された場合には、当社普通株式の普通取引の出来高及び値付率等を考慮して計算代理人が最も適切と判断する取引所とする。以下同じ。)における当社普通株式の普通取引の各取引日の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値の90%に相当する金額(1円未満を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項に従い計算代理人が適当と判断する値に調整される。但し、かかる算出の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、本新株予約権付社債の要項所定の調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。

(9) 転換価額の調整

転換価額は、当社が本新株予約権付社債の発行後、当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使による場合を除く。)には、次に定める算式により調整される。尚、次の算式において、「既発行済株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社が保有する当社普通株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合等にも適宜調整される。

ご注意：本報道文は、当社の2009年12月満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

(10) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする。

(11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権付社債の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価額中資本に組入れない額とは、当該株式の発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。

13. 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は2005年11月25日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。但し、かかる金額が2005年12月13日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を上回る場合は、2005年12月13日の終値とする。

14. 資金の使途

今回のユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金の使途については、社債発行価額の総額6,750百万円から発行諸費用の概算額200百万円を差し引いた残額のうち、短期借入金の返済として1,750百万円、その残額を不動産事業におけるファンド組成の物件等の購入費として充当する。

以 上

ご注意：本報道文は、当社の2009年12月満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

(ご参考)

1. 発行の理由及び資金使途

(1) 発行の理由

不動産事業におけるファンド組成に伴うエクイティ資金拡充のためであります。当社中核事業である不動産事業における不動産投資ファンド事業に経営資源を集中投入し、資産規模の拡大を図りながら、物件の保守管理や賃借人を探すテナントリーシングなどのプロパティマネジメント業務及び資産価値を高めるためのアセットマネジメント業務等の安定的な手数料収入の拡大により、収益力の向上を目指します。

(2) 今回の調達資金の使途

手取概算額6,550百万円については、短期借入金の返済のほか、主として不動産事業におけるファンド事業の実行計画遂行のため、物件取得による資産規模拡大を目的とするエクイティ資金の調達に充当するものです。

<セグメント別売上状況>

(単位:百万円)

	平成15年3月期 (実績)	平成16年3月期 (実績)	平成17年3月期 (実績)
不動産事業	8,979	9,481	18,820
液晶事業	1,443	3,350	950
環境事業	657	886	775

今回の資金調達により、不動産事業におけるファンド事業拡大に向け、積極的な資金投入を行うことによる売上及び利益の増加は、株主の皆様への利益につながるものと確信しております。

(3) 調達資金の充当状況

平成15年1月27日発行分(充当済み)

(液晶事業に18.6億円、発行諸費用1.4億円)

平成15年7月28日発行分(充当済み)

(不動産14.0億円・液晶15.0億円・環境4.0億円、発行諸費用2.0億円)

平成16年3月1日発行分(充当済み)

(不動産・環境に4.8億円、発行諸費用0.2億円)

平成16年9月21日発行分(充当済み)

(不動産2.9億円・液晶2.5億円・環境1.0億円、発行諸費用1.1億円)

平成17年7月19日発行分(充当済み)

(不動産33.7億円(4.3億円残)・液晶3.0億円・環境5.0億円、その他4.0億円)

平成17年3月29日にて平成15年7月28日発行分1億円、平成16年9月21日発行分28.5億円を繰上償還いたしました。

(4) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(5) 業績に与える見通し

来期に向け、不動産事業における不動産投資ファンド事業に経営資源を集中投入し、資産規模の拡大を図りながら、プロパティマネジメント及びアセットマネジメント等の安定的な手数料収入及び安定したキャッシュインフローの拡大により、収益力及びキャッシュフローの向上を目指します。

また、AIG ファイナンシャル・プロダクト・グループへのユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債発行の割当も2回目となり、これに関して短期ターム・ローン契約も締結しました。今後も、資金調達に伴う開発型不動産物件の取得に係るファイナンス・スキームを、同グループと共同で開発していくことを考えています。

長期的な視点から、不動産部門において、当社の販売及び一般管理費等が賄える基礎的収益源を確保すべく長期契約による収益還元型の「安定利回り物件」を購入することにより、5年先、10年先を見据えた収益基盤の構築を行います。

ご注意：本報道文は、当社の2009年12月満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、今後も経営基盤の一層の強化と積極的な事業展開に備え資金の確保を優先していく方針であります。株主への利益配分を経営の重要課題の一つとして位置づけており、財政状態及び経営成績を勘案しながら利益配当を行っていく所存であります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社は、財政状態及び経営成績を勘案しながら安定的かつ継続的な利益配当を行っております。

(3) 内部留保資金の使途

当社は、企業体質の強化及び今後の事業展開に備えていきたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純利益	2.66円	5.20円	49.08円
1株当たり年間配当金	3.0円	4.0円	4.0円
実績配当性向	112.9%	76.9%	—
株主資本当期純利益率	0.9%	2.0%	21.4%
株主資本配当率	1.2%	1.6%	1.8%

(注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益率を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、直近(平成17年11月25日現在)の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は24.5%になる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、既に発行されている新株予約権が全て権利行使された場合に発行される株式数及び、今回発行する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権が全て当初の転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

(2) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去3年間に行われたエクイティファイナンスは以下のとおりです。

○円建転換社債型新株予約権付社債の発行

発行総額 2,000百万円
発行日 平成15年1月27日
転換価額 166円
転換率 100%

○円建転換社債型新株予約権付社債の発行

発行総額 3,600百万円
発行日 平成15年7月28日
転換価額 256円
転換率 97%(平成17年3月29日 額面1億円償還済)

○第三者割当による新株式の発行

発行株式総数 2,128千株
発行総額 500百万円
発行日 平成16年3月1日
発行価額 235円

ご注意：本報道文は、当社の2009年12月満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

○円建転換社債型新株予約権付社債の発行

発行総額 3,600百万円
 発行日 平成16年8月31日
 転換価額 234円
 転換率 0%(残存額面7.5億円)

○円建転換社債型新株予約権付社債の発行

発行総額 5,000百万円
 発行日 平成17年7月19日
 転換価額 当初163円
 転換率 90%(平成17年11月25日現在)

過去3決算期間及び直前の株価の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始 値	280円	195円	269円	176円
高 値	296円	327円	338円	193円
安 値	142円	191円	142円	150円
終 値	199円	268円	176円	168円

(注)平成18年3月期の株価については、平成17年11月25日現在で表示しております。

過去3決算期間の株価収益率及び株主資本利益率の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
株 価 収 益 率	78.9倍	45.7倍	-
株主資本利益率	0.8%	2.3%	21.1%

(注)平成17年3月期は最終利益が赤字のため株価収益率及び株主資本利益率は表示しておりません。

ご注意：本報道文は、当社の2009年12月満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

割当先の概要

割当先の指名又は名称		AIG-FP Structured Finance (Cayman) Limited エー・アイ・ジー・エフ・ピー ストラクチャード ファイ ナンス (ケイマン) リミティッド
割当新株予約権付社債(額面)		金 6,750,000,000円
払 込 金 額		金 6,750,000,000円
割 当 先 の 概 要	本 店 所 在 地	Ugland House, P.O. Box 309GT, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands
	代 表 者 の 氏 名	Joseph Cassano, Director ジョセフ・カッサーノ ディレクター
	事 業 の 内 容	ファイナンス業
	大株主及び持株比率	AIG Financial Products Corp. 100%
の 当 社 と の 関 係	出 資 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係 等	該当事項はありません。
	人 的 関 係 等	該当事項はありません。

ご注意：本報道文は、当社の2009年12月満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。